

○指宿市スポーツ等合宿奨励品等支給要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、観光客誘致策の一環として、市内の宿泊所を利用しスポーツ又は芸術文化活動の合宿（以下「スポーツ等の合宿」という。）を行う団体又は個人に対して、予算の範囲内で支給するスポーツ等合宿奨励品又は奨励金（以下「奨励品等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(支給対象)

第2条 奨励品等の支給対象は、2泊以上かつ連続する延べ宿泊数30泊以上市内の宿泊所を利用する市外の団体又は個人とする。ただし、各種プロ選手、オリンピック選手等話題性のあるスポーツ等の合宿その他市長が適当と認める場合には、2泊以上かつ市内の宿泊所を利用する市外の団体又は個人に対し、次条ただし書きの規定によって支給することがある。

(奨励品等)

第3条 奨励品等は、市内の宿泊所を利用した連続する延べ宿泊数に応じ、次に掲げる金額の範囲内の肉、果物等の食品又は奨励金とする。ただし、前条ただし書に規定する奨励品等の支給については、連続する延べ宿泊数70泊未満の場合であっても、3万円を限度とし、支給することがある。

- | | |
|--------------|----------|
| (1) 30～49泊 | 10,000円 |
| (2) 50～69泊 | 20,000円 |
| (3) 70～89泊 | 30,000円 |
| (4) 90～109泊 | 40,000円 |
| (5) 110～129泊 | 50,000円 |
| (6) 130～149泊 | 60,000円 |
| (7) 150～169泊 | 70,000円 |
| (8) 170～189泊 | 80,000円 |
| (9) 190～209泊 | 90,000円 |
| (10) 210泊以上 | 100,000円 |

(申請方法)

第4条 奨励品等を受けようとするもの又はその代理の者は、スポーツ等合宿奨励品等支給申請書（別記様式）に宿泊者名簿を添えて、合宿開始7日前までに市長に提出しなければならない。ただし、特に市長が認めた場合は、この限りでない。

(支給決定)

第5条 市長は、前条に規定する奨励品等の支給申請があったときは、当該申請書に記載された事項の審査を行い、適当と認めるときは、奨励品等を受けようとするものに奨励品等を支給するものとする。